

<注意書き：これは例です。青字は振興局によって基本的に異なる箇所であり、赤字は今回改定箇所です。>

資料－１

規約改定（案）について

昨年１１月２１日の県・市町村協働政策会議を踏まえ、内水対策を含めた総合的な水害対策体制を構築するため、〇〇地域振興局農林部を新たにアドバイザーに加え、規約を一部改定し本日付けでの施行を提案する。

(新)	(旧)
〇〇地域県管理河川減災対策協議会規約（案） （名称） 第１条 本会の名称は、「〇〇地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。 なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。 （目的） 第２条 本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等により甚大な被害が発生したことや、平成 30 年 7 月豪雨において、河川の氾濫や土砂災害が広域的かつ同時多発的に発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、〇〇地域の県管理河川（別表 1）において、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水及び土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 （協議会の構成）	〇〇地域県管理河川減災対策協議会規約（案） （名称） 第１条 本会の名称は、「〇〇地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。 なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。 （目的） 第２条 本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等により甚大な被害が発生したことや、平成 30 年 7 月豪雨において、河川の氾濫や土砂災害が広域的かつ同時多発的に発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、〇〇地域の県管理河川（別表 1）において、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水及び土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 （協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県〇〇地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県〇〇地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県〇〇地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県〇〇地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害警戒区域等の情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動や土砂災害防止に関する活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県〇〇地域振興局建設部に置く。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害警戒区域等の情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動や土砂災害防止に関する活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県〇〇地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月1日から施行する
平成30年〇月〇日改定
令和元年〇月〇日改定
令和2年〇月〇日改定
令和2年〇月〇日改定

別表1

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
馬場目川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、その他秋田地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表2

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市	市 長
男鹿市	市 長
潟上市	市 長
五城目町	町 長
八郎潟町	町 長
井川町	町 長
大潟村	村 長
秋田地方気象台	台 長

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月1日から施行する
平成30年〇月〇日改定
令和元年〇月〇日改定
令和2年〇月〇日改定

別表1

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
馬場目川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、その他秋田地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表2

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市	市 長
男鹿市	市 長
潟上市	市 長
五城目町	町 長
八郎潟町	町 長
井川町	町 長
大潟村	村 長
秋田地方気象台	台 長

秋田県秋田地域振興局	局 長
秋田県秋田地域振興局総務企画部	部 長
秋田県秋田地域振興局建設部	部 長

別表 3

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課
秋田県県設部下水道マネジメント推進課
〇〇地域振興局農林部農村整備課

別表 4

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市総務部防災安全対策課	課 長
男鹿市総務部総務課	課 長
潟上市総務部総務課	課 長
五城目町住民生活課	課 長
八郎潟町町民課	課 長
井川町町民課	課 長
大潟村役場住民生活課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県秋田地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県秋田地域振興局建設部保全・環境課	課 長

秋田県秋田地域振興局	局 長
秋田県秋田地域振興局総務企画部	部 長
秋田県秋田地域振興局建設部	部 長

別表 3

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課
秋田県県設部下水道マネジメント推進課
〇〇地域振興局農林部農村整備課（←注意：仙北地域振興局のみ）

別表 4

〇〇地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
秋田市総務部防災安全対策課	課 長
男鹿市総務部総務課	課 長
潟上市総務部総務課	課 長
五城目町住民生活課	課 長
八郎潟町町民課	課 長
井川町町民課	課 長
大潟村役場住民生活課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県秋田地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県秋田地域振興局建設部保全・環境課	課 長